

こんなときは届出を

65歳以上の人は、次の場合14日以内に市町村の窓口へ届け出てください。

こんなとき		必要なもの
他市町村から転入した時	要介護認定を受けていない人	転入届
	要介護認定を受けている人	転入届、要介護認定申請書、受給資格証明書
他市町村へ転出したとき		転出届、介護保険被保険者証
死亡したとき		死亡届、資格喪失届、介護保険被保険者証
市町村内で住所が変わったとき		転居届、介護保険被保険者証
氏名が変わったとき		氏名変更届、介護保険被保険者証
世帯が変わったとき		世帯変更届、介護保険被保険者証
介護保険被保険者証をなくしたり、汚して使えなくなったとき		再交付申請書、介護保険被保険者証、身分証

外国人が65歳になったとき 外国人登録を行っていて、日本に1年以上滞在する外国人も被保険者となりますので、65歳になった市町村窓口へ届出が必要です。